（契約条件の変更に係る承認）

第八十一条　共済事業実施組合は、法第十七条の十一第一項（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　法第十七条の五第一項（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）の決議に係る契約条件の変更の内容を示す書類

四・五　（略）

（契約条件の変更に係る通知書類）

第八十二条　法第十七条の十二第二項（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める書類は、第七十九条各号（第二号を除く。）に掲げる事項を示す書類とする。

（共済契約に係る債権の額）

第八十三条　法第十七条の十二第四項（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める金額は、共済掛金積立金を積み立てる共済契約にあっては第一号に掲げる金額とし、それ以外の共済契約にあっては第二号に掲げる金額とする。

一　法第十七条の十二第一項（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）の公告（以下「公告」という。）の時において被共済者のために積み立てるべき金額

二　（略）

（契約条件の変更後の公告事項）

第八十四条　法第十七条の十三第一項（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、法第十七条の十二第一項から第四項まで（これらの規定を法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する手続の経過とする。

（共済事業実施組合である漁業協同組合及び水産加工業協同組合が基準議決権数を超えて議決権を有することについての承認の申請等）

第八十六条　（略）

2　行政庁は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合又はそれらの子会社（法第十一条の八第二項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社をいう。第二百二十一条並びに第二百二十四条第一項第一号から第三号まで及び第七号から第十号までの規定において同じ。）が基準議決権数を超えて議決権を有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

3　法第十一条の八第三項の規定は、第一項第三号の議決権について準用する。

（新たな事業分野を開拓する会社の範囲等）

第八十七条　（略）

2　（略）

（契約条件の変更に係る承認）

第八十一条　共済事業実施組合は、法第十七条の十一第一項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　法第十七条の五第一項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の議決に係る契約条件の変更の内容を示す書類

四・五　（略）

（契約条件の変更に係る通知書類）

第八十二条　法第十七条の十二第二項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める書類は、第七十九条各号（第二号を除く。）に掲げる事項を示す書類とする。

（共済契約に係る債権の額）

第八十三条　法第十七条の十二第四項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める金額は、共済掛金積立金を積み立てる共済契約にあっては第一号に掲げる金額とし、それ以外の共済契約にあっては第二号に掲げる金額とする。

一　法第十七条の十二第一項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の公告（以下「公告」という。）の時において被共済者のために積み立てるべき金額

二　（略）

（契約条件の変更後の公告事項）

第八十四条　法第十七条の十三第一項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、法第十七条の十二第一項から第四項まで（これらの規定を法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）に規定する手続の経過とする。

（共済事業実施組合である漁業協同組合及び水産加工業協同組合が基準議決権数を超えて議決権を有することについての承認の申請等）

第八十六条　（略）

2　行政庁は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合又はそれらの子会社（法第十一条の六第二項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社をいう。第二百二十一条並びに第二百二十四条第一項第一号から第三号まで及び第七号から第十号までの規定において同じ。）が基準議決権数を超えて議決権を有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

3　法第十一条の六第三項の規定は、第一項第三号の議決権について準用する。

（新たな事業分野を開拓する会社の範囲等）

第八十七条　（略）

2　（略）